参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成されたすべての採用候補者名簿の有効期間は、平成25年12月11日をもって満了した。

平成 25 年 12 月 12 日

人事院人材局企画課長　赤穂　敏広

記

平成24年度金融庁経験者採用試験（係長級）
平成24年度外務省経験者採用試験（書記官級）
平成24年度農林水産省経験者採用試験(係長級)
平成24年度経済産業省経験者採用試験(係長級)

叙　　案

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十二月九日（月）

○一般案件

一　皇太子殿下の南アフリカ共和国御旅行について（了解）(宮内庁・外務省)

十二月十日（火）

○一般案件（抜粋）

一　「世界一安全な日本」創造戦略について（決定）(内閣官房)

一　シリア難民に係る物資協力の実施について（決定）(内閣府本府・外務省)

公　　告

諸　事　項

工場財団

岩国市由宇町南沖二丁目１番１号**東邦工業株式会社**の工場財団に岩国市由宇町南沖7790番地７東邦工業株式会社工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年 12 月 12 日

山口地方法務局岩国支局

観光施設財団

香川県丸亀市綾歌町栗熊西40番地１**株式会社香川県観光開発**の観光施設財団に香川県丸亀市綾歌町栗熊西40番地１レオマワールドの機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年 12 月 12 日　　高松法務局丸亀支局

有権者申出方

元当局所属公証人中村雄次の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 25 年 12 月 12 日　　広島法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成25年12月４日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 25 年 12 月 12 日

静岡地方法務局長　酒井　　修

記

氏名　池谷　昌明
所属する司法書士会　静岡県司法書士会
登録番号　静岡第206号
事務所の所在地　静岡県焼津市東小川一丁目５番６号　ドエル川村101
違反行為　登記申請意思確認義務違反等

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 12 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成25年11月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ベストウェイ　黒田　史郎　東京都目黒区目黒１―24―４　国土交通大臣許可（般―25）第24952号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、内装仕上工事業及び電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年９月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 12 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成25年11月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三菱重工冷熱システム株式会社　川上　　孝　東京都千代田区神田北乗物町１―１　国土交通大臣許可（特―23）第5349号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年９月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 12 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成25年11月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日機装リューキテクノ株式会社　取出　政照　東京都東村山市野口町２―16―２　国土交通大臣許可（般―24）第15835号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年９月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 12 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成25年11月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社シンヨー　梶　　正樹　東京都中央区日本橋蛎殻町１―29―９　国土交通大臣許可（特―20）第20399号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年９月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 12 日

関東地方整備局長　深澤　淳志